

壱岐市農業委員会定例会（令和7年9月）

議 事 録

1. 開催日時 令和7年9月26日（金） 午後1時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 大集会室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 …… 事務局長補佐 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・番…委員 ・番…委員
 - 第2. 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第42号 非農地証明について
 - 議案第43号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）に対する意見について
 - 議案第44号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）に対する意見について
7. その他

開 会 （ 午後 12：55 ）

- 事務局 皆さんこんにちは。
ご案内の時間前ではありますが、只今より令和7年9月の農業委員会の総会を開会致します。
本日は、全委員が出席であります。
本日の出席委員は18名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、総会日程2の「会長挨拶」を…会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。
- 会 長 皆さんこんにちは。
お忙しい中、お集りいただきありがとうございます。
今日は、この後に農業委員と最適化推進委員の研修会を予定しております。
今年は、猛暑で干ばつということで、大変ご苦勞なされたことと思います。それから早期米の品質が低下していると耳にしておりますが、普通期につきましては、大丈夫と思っております。これからも農作業が忙しくなると思いますので、皆様方も体には気をつけて頑張ってくださいと思います。
- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第40号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。最初の案件は・・委員の関係の案件でありますので、会議規則第15条に従いまして退室をお願いします。

----- (・・委員退室) -----

事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、それでは1頁をお願い致します。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が4件あがっております。

受け手は、個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、1件の贈与、3件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

「全部効率利用要件」は、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような3つの内容を審議して頂くこととなります。

50番 土地の所在

郷ノ浦町坪触	字水畑	・・・番	地目	畑	面積	824㎡
同じく		・・・番	地目	畑	面積	1640㎡
譲渡人	・・・・・					
譲受人	・・・・・					

経営地面積は田が16987㎡、畑が13827㎡、合計が30814㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて、経営規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、飼料です。

農機具は、トラクター、コンバイン、ハーベスタ、軽トラック、田植機を所有してあります。

農作業歴は本人10年、妻10年、父30年です。

通作距離については、300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月19日に・・・委員さんと譲受人の父親との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい、みなさん、こんにちは。・・・地区担当の・・・です。

本来ならば・・・委員さんの案件であります。議事参与の制限によりまして、代わりまして私が補足説明致します。事務局の説明の通り、9月19日に現地確認致しました。譲渡人の・・・さんは、高齢のため農業の縮小を考えていたところ当該農地の付近に住んでいる譲受人の・・・さんから話があったので、売却するものです。何ら問題はないかと思っておりますが、皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第40号50番は決定します。

・・・委員の入室を許可します。

続きまして、51番の説明をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願い致します。

51番 土地の所在

芦辺町住吉前触	字川内 ^{こうち}	・・・番	地目	原野	畑	面積	904㎡
同じく		・・・番	地目	原野	畑	面積	1760㎡
同じく		・・・番	地目	山林	畑	面積	1263㎡
同じく		・・・番	地目	田		面積	316㎡
同じく		・・・番	地目	田		面積	299㎡
同じく		・・・番	地目	田		面積	696㎡
同じく		・・・番	地目	田		面積	1484㎡
同じく	字堤	・・・番	地目	田		面積	145㎡
同じく		・・・番	地目	田		面積	551㎡
同じく		・・・番	地目	田		面積	930㎡
芦辺町住吉後触	字鬼川 ^{おにごう}	・・・番	地目	田		面積	756㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は田が5177㎡、畑が2158㎡、合計が7335㎡です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稲、野菜等の作付けです。農機具は、トラクター、軽トラック、刈払機、耕運機を所有してあります。農作業歴は本人13年、妻7年、母45年です。

通作距離については、近いところで10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稲、野菜主に里いも、オクラ、ピーマン、ししとう、ネギなどの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月19日に・・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 みなさん、こんにちは。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、9月19日に本人に確認を致しました。

祖父所有の農地を、お孫さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第40号51番は決定します。続きまして、52番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願い致します。

52番 土地の所在

芦辺町箱崎本村触 字神里	・・・番	地目	田	面積	25㎡
同じく	・・・番	地目	田	面積	300㎡
同じく	・・・番	地目	田	面積	250㎡
同じく	・・・番	地目	田	面積	366㎡
同じく	・・・番	地目	田	面積	124㎡
同じく	・・・番	地目	田	面積	26㎡
同じく	・・・番	地目	田	面積	336㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は田が1387㎡、畑が417㎡、合計が1804㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないため、譲受人に売却する。

譲受人 買い受けて、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稲、野菜の作付けです。農機具は、トラクター、ハーベスタ、軽トラック、ウイングモア、牧草モア、田植え機を所有してあります。

農作業歴は本人10年、夫10年、母50年です。

通作距離については、3km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稲の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月19日に・・・委員さんと譲受人の母親の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、こんにちは。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、9月19日に本人の母親に確認を致しました。

譲渡人の・・・さんは、独居老人であり、農業を続けることができないので、譲受人の・・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第40号52番は決定します。続きまして、53番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願い致します。

53番 土地の所在

芦辺町箱崎本村触 字神里・・・番 地目 田 面積 561㎡

譲渡人・・・・・・・・・・

持ち分2分の1

・・・・・・・・・・

持ち分2分の1

譲受人・・・・・・・・・・

経営地面積は田が1387㎡、畑が417㎡、合計が1804㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないため、譲受人に売却する。

譲受人 買い受けて、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稲です。

農機具は、トラクター、ハーベスタ、軽トラック、ウイングモア、牧草モア、田植え機を所有してあります。

農作業歴は本人10年、夫10年、母50年です。

通作距離については、3 km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月19日に・・・委員さんと譲受人の母親の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい、こんにちは。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、9月19日に本人の母親に確認を致しました。

譲渡人の・・・さんは、独居老人であり、農業を続けることができないので、譲受人の・・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第40号53番は決定します。

続きまして、議案第41号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁お願いします。

議案第41号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

4番 土地の所在

勝本町西戸触 ^{ほとけだち} 字佛立 ・・・番 地目 畑 面積 512㎡

転用目的 堆肥保管庫

譲渡人 ・・・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・・・

申請理由

申請地に堆肥保管庫を建設したいので申請します、というものです。

権利の設定内容は、贈与です。

農業振興地域整備計画変更(軽微な変更)として、先月の定例会において、承認をいただいたものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、4頁から6頁です。先月の案件でもありましたので、令和7年8月19日に・・・委員さんと申請人との立会いの下、現地確認を行って

おります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・委員 はい。

議長 はい、番 委員。

・委員 皆さんこんにちは。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、先月の定例会の折に農業振興地域整備計画変更、軽微な変更で、ご承認を頂きました案件であります。

本人に9月23日に

電話で確認しました所、転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でありましたので、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第41号4番は、意見を付して進達します。続きまして、議案42号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、8頁をお願い致します。議案第42号8番の「非農地証明願について」次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

8番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字室・・・番 台帳地目 畑

現況 資材置場 1916㎡

転用目的 資材置場

申請人、・・・・・・・・

申請理由 願出地は、平成12年頃より資材置場として利用しており、現在に至っている、ということでありまして非農地化から20年以上経過している、というものです。位置図、現況写真は9頁から10頁です。

9月19日に・委員さんと申請人の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・委員 はい。

議長 はい、番 委員。

・委員 皆さん、こんにちは。担当の・・・です。

只今、事務局から説明があった通り9月19日に現地確認を行いました。

許可後、地目を雑種地に変更し、・・・に引き続き資材置場として貸し付ける予定だそうです。

何ら問題はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第42号8番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第43号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進

計画(出し手から農地中間管理機構)に関する意見について」と議案第44号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)に関する意見について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の第42号と議案第43号は一括して説明させていただきます。

11頁をお願い致します。

議案第43号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。

12頁～20頁をご覧ください。令和7年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、11頁をご覧くださいと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年間の田の新規が13筆で19986㎡、更新が201筆で468706㎡、5年間の田の新規が1筆で1332㎡で、10年間の畑の新規が1筆、1420㎡で賃貸借権設定の合計が田畑合わせて216筆で491444㎡であります。

続きまして、使用貸借権設定について、10年間の田の新規が13筆で14103㎡、5年間の田の新規が2筆で3158㎡で、10年間の畑の新規が8筆で9598㎡、7年間の畑の新規が2筆で1023㎡、5年間の畑の新規が1筆で1824㎡で使用貸借権設定の合計が田畑合わせて26筆、29706㎡であります。

続きまして、21頁をお願い致します。議案第44号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。22～30頁の令和7年9月農業委員会農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりでありまして、再度21頁をご覧くださいと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第43号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第43号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、農用地利用集積等促進計画(案)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行います

ので皆様方の意見を求めることとなります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第43号と議案第44号は原案のとおり決定します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 10月の定例会の日程 令和7年10月28日（火）午前9時～
場所 石田農村環境改善センター
- ② 視察研修について
- ③ 九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会の出欠について
- ④ 農業委員の改選について

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】
大変お疲れ様でした。

閉 会 （ 午後 1 : 5 0 ）

以上のとおり議事内容を記載し、事実と相違ないことを証するため署名する。

令和 7年 9月26日

農業委員長 谷 島 栄 一 ⑩

署 名 人 長 岡 祥 三 ⑩

署 名 人 馬 場 裕 司 ⑩